

平成22年第31回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成22年第31回岩手町農業委員会総会は、平成22年9月21日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
- (2) 議案第1号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について
- (4) 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|-----|----------|
| 1番 | 幅 | 清一 |
| 2番 | 三浦 | 新太郎 |
| 3番 | 岩館 | 修一 |
| 4番 | 武田 | 昭藏 |
| 5番 | 横澤 | 稔秋 |
| 6番 | 遠藤 | 幸夫 |
| 8番 | 細野 | 清悦 |
| 9番 | 三浦 | 博子 |
| 10番 | 千葉 | 静子 |
| 11番 | 太布 | 光則 |
| 12番 | 岩崎 | 明 |
| 13番 | 佐々木 | 由和 |
| 14番 | 田中 | 正志 |
| 15番 | 國枝 | 金一 |
| 16番 | 井戸 | ツヨミ |
| 17番 | 澤村 | 勇次郎 |
| 18番 | 松本 | 良子(職務代理) |
| (議長)19番 | 福島 | 昭士(会長) |

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|----|----|----|
| 7番 | 黒澤 | 金一 |
|----|----|----|

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----|----|
| 農業委員会事務局長 | 千葉 | 照雄 |
| 農地振興係主幹 | 田村 | 寿 |

副主幹 川村 祐子
副主任 山中 寿行

(開会時刻 午後 1 時30分)

議 長 ただいまから第31回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
なお、本日の欠席通告者は、黒澤委員 1 名であります。
会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。5 番横澤稔秋、6 番遠藤幸夫のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。
本日の総会は、配布してあります報告 1 件、議案 3 件の提出があります。お諮りします。報告 1 件、議案 3 件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告 1 件、議案 3 件を議題とすることに決定いたしました。
次に、報告第 1 号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、別紙のとおり農地法施行規則第32条第 1 項第 1 号の規定による転用の例外届けでございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 2 ページをお開き下さい。農地法施行規則第32条第 1 項（転用の例外）該当届でございます。認定電気通信業者からの転用の例外届出でございます。受付番号は、5 番、土地の所在地は、大字五日市第11地割、登記地目、現況地目とも畑で、面積は 1,017㎡の内54㎡の敷地について対象です。携帯電話の鉄塔建築用地となります。
申請人は、仙台市の****株式会社で、電気通信事業法第117条に規定する認定電気通信業者であり、計画書は、3 ページに載せております。施行時期は、平成 22年10月12日で、図面は 4 ページに、案内図は、5 ページに記載しております。場所は岩手警察署のところからのぼって行き、すでに、NTT ドコモのアンテナが建っておりますが、その付近の十字路でございます。ここの十字路の下のほうに建てる予定です。
経緯を少し説明いたします。先月、3 条の申請で、地主の方と、会社で使用貸借の 3 条の許可を得ているものです。今回は、その賃貸借地全体のなかの一部を建築用地とする旨の届出となります。

さらに、参考として、お手元に長野県にお住まいの方からの要望書を添付しておりますが、この方は、十字路の付近に土地を所有しております、別紙のとおり無線基地局建設白紙撤回を要望します、という要望書を出していますので、皆さんに写しを配付しております。この方は、岩手町に住んでおりませんが、後々には、こちらに家を建てて住む予定で、付近に土地を購入していたものと思われます。

この方の要望内容によると、さまざまな心配があるということです。1つは、電磁波が人体に与える悪影響についての心配、また、経年劣化および自然災害によるコンクリート柱の倒壊の危険性についての心配、コンクリート柱が建つことによる誘雷現象についての心配、コンクリート柱によるテレビ等の受信障害などについての心配、携帯電話無線基地局建設に伴う景観悪化についての心配、基地局内の冷却機や自家発電設備が発する騒音についての心配、建設に伴う周辺地価の下落についての心配等の意見でございます。

この件については、町長直通便という形で処理をすることとして、別紙のとおり農業委員会としての回答の内容を載せております。要望内容のとおり心配もあるところですが、農地法の立場から説明しますと、先月は、3条の使用貸借の許可をしており、今回は、いわゆる電気通信業者の公共性の高い工事であるということで、転用の例外届ということで報告の形で提出されているとおり、この件については、許可案件ではなく、報告のみとなるものです。

よって、町長直通便への農業委員会としての回答は、別紙のとおり、企画商工課のほうに提出させていただきます。以上です。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、委員さんから何かありましたら、ご発言願います。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、議案第1号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は7ページとなります。農地法の適用外証明願承認についてです。受付番号は11番となります。土地の所在は、大字沼宮内第22地割、登記地目、現況地目も田、面積が4,027.12㎡となります。申請人は、大字沼宮内第21地割の64歳男性の方です。現在の状況は、平成5年頃から原野状態になっています。水田台帳では、転作ではなく休耕扱いとなっています。新幹線工事に伴い、土地の形がいびつになっており、さらに縮小になってしまったために耕作に不向きであるということです。なお、この件は現地確認をしておりますので後ほど代表委員から報告をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

4番武田委員 議案第1号、受付番号11番の件について、現地調査の結果を報告致します。今回の現地調査は、私、武田と、2番三浦委員と3番岩館委員と事務局2名により、行いました。最初のところでございますけれども、場所は国道4号線御堂駅手前から右に入って、尾呂部の集落を通り、水堀保育所を過ぎて間もなくのところ、新幹線のトンネルが右手になります。地目は、田ですが4-1、7-1については、新幹線工事に伴い面積が少なくなり耕作不能、40-10、40-11については、今までに比べて日当たりが悪く、耕作が困難であり、現況を見ても笹や木などが、繁茂しており、やむおえないことだと見てまいりました。この申請内容は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題ないと判断してまいりました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号、農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は、11ページ、受付番号2番となります。事業の計画者は、大字五日市第5地割、48歳の男性の方です。事業目的は、太陽光発電設置のため、農用地を雑種地に転用ということです。

申請者は、農地所有者の後継者の弟さんとなります。名字が違いますが、この方は、結婚してお嬢さんに入りましたが、離婚して前の名字のままでお住まいです。太陽光発電をさらに増築して、取り付けたいということです。

場所は17ページのほうに地図がございます。今住んでいる家屋の脇になります。18ページは土地の承諾書です。ここは、お兄さんが、経営移譲を受けた土地で、納税猶予を受けておりますので、少しの面積ではありますが、一部農地転用になりますから猶予から外れると贈与税がかかる旨の説明をこの方にはしております。

20ページのほうは、受付番号3番となります。事業計画者は、盛岡市玉山区の男性の方です。住宅を建設したいということで、ここは、畑ですが合計で735㎡です。この方も、土地の所有者と名字が違いますが、親子です。26ページの図面のとおり古い家がありますが、その前の畑に建てたいということです。土地の所有者の承諾書も28ページに載せてあります。なお、この2点については、現地確認をしておりますので、代表委員から説明をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員から願います。

4番武田委員 議案第2号受付番号2番、現地調査の件を報告いたします。本日、午前9時から調査委員は先程と同じです。国道4号線を北へ向かいまして、川原木の踏み切りを過ぎ、左に入ったところ。現在ある、住宅の隣に太陽光発電装置を設置することでした。申請地は、現在、畑として使用していますが、周囲の農用地に与える影響がないこと、周囲に代替える土地がなく、やむを得ないことと思われました。土地の利用状況、計画の内容、周辺地域との関係も、問題ないものと確認してきました。

次の件で、場所は、川口バイパスを盛岡方面に向かいまして、川口の北大橋から間もなく左に入った川沿いの所にありました。この方は、住宅を新築するので、この周りの土地に対しても、影響がなく、排水も浄化槽の設置をすることでしたので、土地の利用状況計画の内容、周辺農地への影響などもないと確認してきました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号について、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とする意見に決定いたしました。

次に議案第3号に入ります。農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1

項に基づき、岩手町長より別紙のとおり策定したい旨の申し出があった平成22年度岩手町農用地利用集積計画について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 30ページをご覧いただきたいと思います。平成22年度岩手町農用地利用集積計画について、受付番号は1番でございます。利用権の設定を受ける者が、八幡平市の、29歳男性、利用権を設定する者が、八幡平市、63歳男性の方でございます。利用権を設定する土地の所在は、大字土川第4地割の3筆。地目は、畑1筆、田2筆で、面積は、畑424㎡、田5,237㎡、合計5,661㎡です。31ページには、今回の申請に係る利用集積計画となっており、32ページには図面を載せておりますのでご参照願います。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。1番幅委員。

1番幅委員 親子でどうして、売買になりますか。

事務局 今回、親子間だということですが、このような事例もあります。経緯としましては、父親の方の負債整理でこのような形になりました。

議長 その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第31回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時00分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

5番

印

6番

印